

毎週火、金曜日発行(但休日に当るときは翌日)
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目次

鳥取県海区漁業調整委員会委員選挙の期日
右選挙における選挙長等選任
右選挙における投票用紙の様式等

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第十二号

漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第九十四条において準用する公職選挙法第三十四条第一項の規定に基き鳥取海区漁業調整委員会の委員の選挙を昭和二十九年八月十二日に執行する。
なお選挙すべき委員の数は七人である。

昭和二十九年七月二十三日

鳥取県選挙管理委員会委員長 上根 政幸

鳥取県選挙管理委員会告示第十三号

昭和二十九年八月十二日執行の鳥取海区漁業調整委員会の委員の選挙における選挙長及び選挙長故障あるときその職務を代理すべき者を次のとおり選任した。
昭和二十九年七月二十三日

鳥取県選挙管理委員会委員長 上根 政幸

一 選任者

職名	住 所	氏 名
選挙長	鳥取市賀露町一、五〇九	浜口虎太郎
選挙長職務代理者	東伯郡赤碓町大字赤碓二〇八	岩崎 秀雄
二 選挙長の職務を執行する場所	鳥取市東町九八	鳥取県選挙管理委員会事務局内

鳥取県選挙管理委員会告示第十四号

昭和二十九年八月十二日執行の鳥取海区漁業調整委員会

の委員の選挙投票用紙の様式及び仮投票用封筒、不在者投票用封筒におすべき印をそれぞれ次のとおり定める。

昭和二十九年七月二十三日

鳥取県選挙管理委員会委員長 上根 政幸

一 投票用紙様式

注 意

一、候補者の氏名(法人の場合は名称)は欄内に一人書くこと。

二、候補者でない者の氏名(法人の場合は名称)は書かないこと。

やの しょう の 候補者 氏名 (名称)

鳥取海区漁業調整委員会委員選挙投票

市町村
選挙管理
委員会

二 仮投票用封筒及び不在者投票用封筒におすべき印は、当該市町村の選挙管理委員会の印とする。

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行日 火、金

鳥取県鳥取市東町取印刷所
鳥取県鳥取市東町取印刷所
鳥取県鳥取市東町取印刷所
鳥取県鳥取市東町取印刷所